

名勝九年庵（旧伊丹氏別邸）庭園利活用方針策定等業務委託仕様書

1 業務名称

名勝九年庵（旧伊丹氏別邸）庭園利活用方針策定等業務委託

2 目的

「九年庵（旧伊丹氏別邸）」は、佐賀の大実業家・伊丹家によって明治時代に築かれた別邸・庭園で、モミジと苔庭、数寄屋造の建造物が周囲の自然と調和した価値ある文化財として国の名勝に指定されており、その価値を多くの県民に触れ親しんでもらうため、これまで春の新緑、秋の紅葉の時期に期間限定で一般公開を実施している。しかし、老朽化等の問題から庭園内建造物内部の公開・活用はできておらず、公開範囲は庭園の一部に留まるなど限定的であり、県民が九年庵の本質的価値を十分に享受できていない状況にある。

本事業では、県民が文化財の本質的価値をより深く体感できる機会を創出し、それに新しい価値を加えることで、九年庵の価値の向上及びインバウンドを含む交流人口の増加を図るため、長期的な利活用を前提とした利活用方針を策定することを目的とする。

3 業務の内容

（1）業務内容

- ・利活用検討業務
- ・利活用方針策定業務
- ・その他必要な業務

（2）履行場所

九年庵（佐賀県神埼市神埼町的字仁比山）
佐賀県政策部（佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号）

（3）履行期間

契約締結の日から令和7（2024）年3月28日（金曜日）まで

4 業務遂行上の留意事項

（1）既存の計画との内容の整合性

本業務の遂行にあたっては、令和4年度に策定した「名勝九年庵（旧伊丹氏別邸）庭園保存活用計画」及び令和5年度に策定した「名勝九年庵（旧伊丹氏別邸）庭園整備基本計画」の内容を考慮したうえで業務を実施すること。

（2）名勝九年庵（旧伊丹氏別邸）庭園利活用方針策定等支援業務の受託者との連携

九年庵の文化財的価値をき損しないように諸条件の整理や助言等を行う利活用方針策定等支援業務を別途発注予定であるため、スケジュールや内容について十分に連携を図ること。

5 業務内容

（1）利活用検討業務

本事業の実施にあたり、九年庵の文化財価値の顕在化を図りつつ、新たな活用要素の追加により、文化財価値と新たな活用要素が互いに共鳴しあい、既存の文化財価値を超える新たな価値の創

造を図ることができるような長期的かつ高付加価値な利活用方法を検討する。

検討にあたっては、一般公開の範囲・期間の拡大、名勝を観賞する以外の新たな価値の提供、建造物の公開等、来訪者の満足度を高めるような方法を考える。

ア 与条件の整理

- ・施設の現況（関連法令基準や土地利用条件等を含む）や参考事例等の調査を踏まえ、現状の課題を整理すること。

イ 利活用方針の立案

- ・具体的な活用方針について、必要に応じて知見や経験を有するクリエイター等と連携するなどして立案すること。
- ・九年庵は、公共施設であり、国指定文化財として名勝指定されていることを踏まえ、その意匠性をはじめとする文化財の本質的価値をき損させないように、また「名勝九年庵（旧伊丹氏庭園）保存活用計画」に保存すべきものとして記載されているものの価値が継承されるよう、十分配慮すること。なお、名勝庭園の構成要素となっている明治創建の数寄屋建築については、県の文化財担当部局（文化財保護・活用室）や県が別途委託する事業者と連携しながら検討すること。

（2）利活用方針策定業務

上記で検討した内容を踏まえ、利活用方針を策定する。利活用方針には、ターゲットやコンセプト、名勝庭園と一体の活用であることのメリットや活用の独自性を明記するとともに利活用の具体的な方法や動線・便益施設等の計画等について記載し、その実現のために必要な設備や今後必要な整備コスト、スケジュールについて記載すること。本事業で策定した利活用方針を踏まえ、基本設計のための要件定義も利活用方針策定業務の中で行うこと。

なお、スケジュールは、令和7年度以降の具体的な進め方についても記載すること。

（3）その他必要な業務

- ・上記（1）（2）により検討した利活用の方針を「名勝九年庵（旧伊丹氏別邸）庭園利活用方針」としてとりまとめること。
- ・4（1）に記載している既存計画の活用に係る部分の改定案を作成すること。

6 本業務委託の業務遂行体制等

（1）業務責任者の配置

業務の実施にあたっては、委託業務を総括し、県からの指示を受ける窓口として業務責任者を配置し、円滑な業務の遂行に努めるものとする。

（2）業務スケジュールの管理

県と業務スケジュールを調整して、定期的に（毎月2回程度を目安とする。）打ち合わせを設定するなどして、業務の遂行状況については随時報告を行うものとする。

7 打合せ及び協議録

本業務の円滑かつ適正な業務遂行のため、打合せの内容については、記録を作成すること。

当初：業務着手時

途中：2回／月を目安とする（必要に応じて随時）

最終：成果品納入時

8 資料等の貸与及び返還

- (1) 受託者は、業務上必要な図面及び資料等を佐賀県に貸与を求めることができる。
- (2) 佐賀県は、受託者から貸与を求められた図面及び資料等について、業務上必要と認められた場合は、これを貸与するものとする。
- (3) 受託者は、貸与された図面及び資料等については、業務完了時まで責任をもって佐賀県に返還するものとする。

9 業務遂行上の留意事項

- (1) 受託者が本業務により新たに制作したデータや写真、イラスト。文章等の著作権（著作権法第21条から第28条に定めるすべての権利を含む）、意匠権等は佐賀県に帰属するものとし、佐賀県がこれらの制作物を自由に二次利用できるものとするとともに、受託者は佐賀県に対して著作者人格権を行使しないものとするを原則とする。ただし、受託者が単に使用する場合には、佐賀県と協議するものとする。
- (2) 制作物の中に、佐賀県・受託者以外の第三者が著作権を持つ素材を利用する場合には、受託者が著作権者の承諾を得て、利用を行うこととする。
- (3) 本仕様書に基づく業務に関し、第三者の知的財産権、所有権を侵害しないこと。また、第三者との間に知的財産権、所有権など全ての権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争が県の責めに帰す場合を除き、受託者の責任において一切を処理すること。この場合、県は紛争等の事実を知ったときは、受託者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を責任者に委ねる等の協力措置を講じるものとする。
- (4) 受託者の責に帰すべき理由により、県、又は第三者に損害を与えた場合は、受託者がその損害を賠償すること。
- (5) 九年庵敷地内には電源、ガス、水道が備わっていないため、利活用方針の検討にあたっては十分に考慮すること。
- (6) 個人情報保護及び情報セキュリティに関し最新の注意が必要とされるため、受託事業者へ以下の事項を義務付ける。
 - ア 業務上知り得た個人情報の秘密保持を確保し、第三者への情報提供を禁止する。
 - イ 受託業務目的以外の利用の禁止
 - ウ 受託業務目的以外の個人情報データの複写又は複製の禁止
 - エ 業務従事者による個人情報保護の誓約
 - オ 事故発生時の報告義務と報告手順の明確化
- (7) 委託業務完了後、すみやかに完了報告書等の関係書類、請求書を提出すること。
- (8) 業務の全部もしくはその主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならないこ

ととする。また、主たる部分以外の業務などの一部を第三者に委任し、又は請け負わせる場合は、あらかじめ県の承諾を得ることとし、この場合においては、佐賀県内に本店を有する事業者への発注を考慮することとする。

(9) 本仕様書に定めのない事項については、委託者と協議の上、決定する。